

# 土木設計業務等委託検査要領

## (趣旨)

第1 県土マネジメント部の発注する土木設計業務等の適正な履行を確保するため、地方自治法第234条の2第1項に規定する検査の実施に関する事務取扱については、地方自治法施行令、奈良県契約規則その他別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

## (用語の意義)

第2 この要領においての用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 調査(監督)職員 土木設計業務等共通仕様書、現場技術業務等共通仕様書、用地調査等業務共通仕様書等に定める総括調査(監督)員、主任調査(監督)員、又は調査(監督)員。

## (検査の種類及び時期)

第3 検査職員の行う検査は、次に掲げる種類及び時期とする。

(1) 完了検査：委託業務の完成を確認するための検査で、調査(監督)職員による成果品照査が終了し、受注者から業務完了報告書の提出があったとき。

(2) 部分引渡し検査：土木設計業務等委託契約書第38条、現場技術業務等委託契約書第37条及び測量・調査業務等委託契約書第39条(部分引渡し)条項の検査※

※各条第1項による「指定部分」、及び同第2項により成果品の一部分の引き渡しを受ける場合の検査で、調査(監督)職員による当該引き渡し成果品の照査が終了したとき。

## (検査職員の任命)

第4 検査職員は、設計書の審査体制(平成11年7月21日付監第192号)に定める最終検査職員とする。

2 前項に該当しない場合は、所属長が任命する職員とする。

## (検査命令)

第5 完了検査にあつては、調査(監督)職員による成果品照査終了の報告があるごとに、所属長が検査職員に検査の執行を命ずるものとする。

2 部分引渡し検査にあつては、部分引渡し成果品照査終了後、所属長が検査職員に検査の執行を命ずるものとする。

(検査対象)

第6 検査対象は、県土マネジメント部が発注するすべての土木設計業務等、現場技術業務等及び用地関係業務とする。

(検査の実施)

第7 検査は、業務が契約書、設計図書、特記仕様書、設計照査要領、共通仕様書、及びその他各種基準等（以下、「契約図書」という。）に基づき適正に履行されたかどうか、実地に内業検査（書類検査）により行う。

第8 所属長は、検査職員の検査に際しては当該業務を担当する調査（監督）職員及び関係職員を立会させなければならない。

2 受注者の検査立会については、土木設計業務等共通仕様書第1119条、現場技術業務等共通仕様書第1015条、用地調査等業務共通仕様書第25条等の定めるところによるほか、受発注者間の協議により、ウェブ会議システム等を活用したオンラインによる検査立会も可とする。

(調査（監督）職員の検査準備)

第9 調査（監督）職員は、完了及び部分引渡し検査に際し自ら、又は受注者に指示して次の各号に掲げる書類を準備しなければならない。

- (1) 契約図書
- (2) 委託業務成果品
- (3) 委託業務管理記録（照査項目一覧表、写真等）
- (4) 指示書、承諾書、打合せ記録簿
- (5) その他必要と思われる資料

(修補の指示等)

第10 検査職員は、完了検査を行った結果、修補の必要があると認めるときは、速やかに修補指示書（第1号様式）を作成して、調査（監督）職員を通じて受注者に交付するものとする。

2 検査職員は、前項の規定により修補を指示したときは、直ちに修補指示報告書（第2号様式）を作成し、所属長に報告しなければならない。

3 所属長は、受注者から修補完了届（第3号様式）を受理したときは、速やかに調査（監督）職員に確認させなければならない。

(修補確認検査)

- 第11 所属長は、調査（監督）職員から修補の完了確認の報告を受けたときは、速やかに検査職員に検査の執行を命ずるものとする。
- 2 検査職員は、修補の検査が終了したときは、直ちに修補検査報告書（第4号様式）によって、所属長に報告しなければならない。

(注意事項)

- 第12 検査職員は、完了検査を行った結果、軽微な修補の必要があると認められるとき、又は修補の必要はないが、受注者に注意等の指導を行う必要があると認められるときは、第10の規程にかかわらず直ちに調査（監督）職員の立会のもとで受注者に指示、又は注意するものとする。
- 2 前項の軽微な修補の完了については、調査（監督）職員は完了を確認のうえ当該検査職員に文書により報告するものとする。

(検査の中止)

- 第13 検査職員は、検査の実施に当たり、各号のいずれかに該当するときは、検査を中止し、直ちに所属長に報告して、その指示を受けなければならない。
- (1) 受注者、又は管理技術者、若しくはその使用人等が検査の執行を妨害し、又は検査職員の指示に従わず、検査の実施が困難なとき。
- (2) 成果品が、設計図書に著しく相違し、業務内容に重大な欠陥があるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、検査することが不相当と認められるとき。
- 2 所属長は前項第1号及び第2号に該当する事実があると認めるときは、土木設計業務等委託契約書第43条、現場技術業務等委託契約書第44条及び測量・調査業務等委託契約書第44条の既定に基づく契約の解除を含め、適切な処置を検討する。

(検査結果の報告)

- 第14 検査職員は、完了検査を完了したときは、遅滞なく当該検査の結果について業務成績の評定を行い、別に定める委託業務等成績評定表[県土マネジメント部委託業務等成績評定要領]令和5年7月28日付技第83号、用対第49号（以下「評定要領」という。）を、委託業務（完了）確認書（第5号様式）とともに、所属長に報告するものとする。

- 2 前項に規定する業務成績の評定は、別に定める評定要領によるものとする。  
ただし、契約金額が1件100万円以下の業務にあつては、委託業務確認書により評定に代えることができる。
- 3 成果品の引き渡しを受けた後において、当該成果品に瑕疵があることが発見されたときは、前第1項で行った評定結果を評定要領に基づき修正し、その結果を所属長に報告するものとする。
- 4 部分引渡し検査を完了したときは、委託業務（部分引渡し）確認書（第5号様式）により、所属長に報告するものとする。

#### 附則

##### （施行期日）

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から改正施行する。

この要領は、令和5年8月1日から改正施行する。